

## 次期「三重県教育ビジョン（仮称）」本冊等作成及び発送業務委託仕様書

### 1 委託業務の目的

三重の教育のめざすべき姿とその実現に向けた取組内容や目標を示す次期「三重県教育ビジョン（仮称）」の本冊を作成するとともに、教職員や保護者をはじめとする県民の皆さんに次期「三重県教育ビジョン（仮称）」の考え方や取組とその必要性をわかりやすく示すことを目的として、リーフレットを作成する。

### 2 委託業務の内容

#### (1) 委託業務の内容

次期「三重県教育ビジョン（仮称）」本冊等作成及び発送業務委託

#### (2) 履行期間

契約日から令和2年6月15日（月）まで

#### (3) 成果品

本冊（表紙カラー・本文白黒）A4版140頁程度 4,400部

リーフレット（日本語版）A4版4頁 210,000部

リーフレット（外国語版）A4版4頁 計 4,900部

（ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、ビザイヤ語、中国語、英語）

版下データ（本冊＜フルカラー、白黒＞・リーフレット） 1式

ホームページ用データ（本冊・リーフレット）PDFファイル 1式

### 3 業務内容

#### (1) 本冊の作成

デザイン・編集・レイアウト

- ・ 次期「三重県教育ビジョン（仮称）」（令和元年12月13日中間案修正版公表）の内容を十分に把握したうえで、写真、イラスト等を効果的に活用し、だれもが読みやすく、わかりやすい冊子を作成すること。
- ・ 表紙デザインを3案以上作成し、考え方を示すこと。
- ・ グラフ・表等を50点程度作成すること。
- ・ 発注者が提供する40点程度の写真（プリント、ネガ、電子データ）の色合いや縁取りなど加工をすること。
- ・ 編集上の必要があるときは、イラスト作成を行うとともに、イメージ写真（受注者自ら写真撮影を行うことを含む）を使用すること。
- ・ 余白ページは、発注者と相談のうえ、グラフ・表又は写真等にてレイアウト処理を行うこと。

- ・発注者は、文字原稿を Word データ、グラフを Excel データで提供する。  
版下データ作成
- ・最終色校正校了紙と次のいずれかのデータ形式で保存したデータあるいは製版フィルムを作成すること。(データ形式：PDF/X, 1 Bit)
- ・Adobe 社製ソフト『Illustrator』で編集が可能な PDF 形式のファイルによるものを作成すること。
- ・文字校正 5 回、色校正 3 回  
印刷・製本
- ・サイズ A 4 版 140 頁程度(頁数は、10 頁程度増減あり)
- ・オフセット印刷 無線綴じ
- ・表紙、裏表紙 マットコート紙 86.5kg 以上
- ・本文 マットコート紙 57.5kg 以上
- ・表紙カラー、本文白黒 4,400 部

## (2) リーフレット(日本語版)の作成

リーフレットは、次期「三重県教育ビジョン(仮称)」の考え方と取組等について、保護者や地域住民等に知ってもらい、教育への参画を呼び掛けたり、具体的な取組を促したりするものとする。

配付対象は、主に保護者であるが、地域住民、企業等を含むものとする。

企画・デザイン・編集・レイアウト・原稿作成

- ・リーフレットを受け取った保護者等が、中身に目を通したくなるような魅力あるデザイン、内容とすること。
- ・表紙を含めたデザイン、構成案を2案以上作成し、考え方を示すこと。
- ・ユニバーサルデザインの視点にたち、だれもが読みやすく、わかりやすいレイアウトにすること。
- ・保護者等に、次期「三重県教育ビジョン(仮称)」の要点をわかりやすく説明し、考え方や取組の必要性が理解できるようにするとともに、教育について考え、取組を促すメッセージ性のあるものになるよう工夫し、原稿を作成すること。
- ・編集上の必要があるときは、イラスト作成を行うとともに、イメージ写真(受注者自ら写真撮影を行うことを含む)を使用すること。

版下データ作成

- ・最終色校正校了紙と次のいずれかのデータ形式で保存したデータあるいは製版フィルムを作成すること。(データ形式：PDF/X, 1 Bit)
- ・Adobe 社製ソフト『Illustrator』で編集が可能な PDF 形式のファイルによるものを作成すること。

- ・ 文字校正 3回、色校正 2回  
印刷・製本
- ・ サイズA3版（両面）を2つ折り加工したA4版（4頁分）
- ・ オフセット印刷 フルカラー
- ・ マットコート紙 70.5kg以上
- ・ 210,000部

### （3）リーフレット（外国語版）の作成

リーフレット（外国語版）とは、上記（2）のリーフレットをもとに、6か国語で作成する。

#### 編集・レイアウト

- ・ 上記（2）のリーフレットをポルトガル語、スペイン語、タガログ語、ビザイヤ語、中国語、英語に翻訳する。
- ・ ネイティブによる翻訳校正（単語、文章のチェックと修正）を行う。

#### 校正版下データ作成

- ・ 最終色校正校了紙と次のいずれかのデータ形式で保存したデータあるいは製版フィルムを作成すること。（データ形式：PDF/X, 1Bit）
- ・ Adobe社製ソフト『Illustrator』で編集が可能なPDF形式のファイルによるものを作成すること。
- ・ 文字校正 3回、色校正 1回

#### 印刷・製本

- ・ サイズA3版（両面）を2つ折り加工したA4版（4頁分）
- ・ オフセット印刷 フルカラー
- ・ マットコート紙 70.5kg以上  
ポルトガル語 2,000部、スペイン語 1,100部、  
タガログ語 800部、ビザイヤ語 350部  
中国語 350部、英語版 300部、

### （4）ホームページ用データの作成

本冊やリーフレットについて、全頁及び章ごとに、ダイヤルアップ回線でも快適に見ることができる程度のデータ容量で県のホームページ掲載用のPDFファイル（Windows対応）を作成すること。

## 4 成果品の納入期限及び納入場所等

### （1）リーフレット（日本語版）

ア 納入期限 令和2年3月31日

- イ 納入場所 教育政策課及び別紙納入先一覧のとおり
- (2) 本冊、リーフレット(日本語版)の版下データ及びホームページ用データ
  - ア 納入期限 令和2年3月31日
  - イ 納入場所 教育政策課
- (3) 本冊及びリーフレット(外国語版)
  - ア 納入期限 令和2年6月15日
  - イ 納入場所 教育政策課及び別紙納入先一覧のとおり
- (4) リーフレット(外国語版)の版下データ及びホームページ用データ
  - ア 納入期限 令和2年6月15日
  - イ 納入場所 教育政策課
- (5) 納品に係る注意
  - ・発注者が後日提供する「発送先リスト」により、各学校等へ発送する。
  - ・納品は、各冊子を適切な単位で帯掛け等を行い、A4の段ボール箱詰めにする。個々の梱包には、名称、部数を記載すること。

## 5 所有権・著作権等

- ・ 本契約に基づく成果品の所有権は、三重県への成果物の引渡が完了したときに、三重県に移転するものとする。
- ・ 本契約に基づく成果物の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)は、成果物の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、著作者は成果物に係る著作者人格権を、将来にわたって行使しないものとする。
- ・ 写真やイラスト等(発注者から提供するものを除く)の掲載に当たって発生する肖像権、著作権等の権利関係については、受託者の責任において処理すること。

## 6 暴力団等の排除

- ・ 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下暴力団等という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
  - ア 断固として不当介入を拒否すること。
  - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
  - ウ 委託者に報告すること。
  - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

- ・ 受託者が上記のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

## 7 注意事項

- ・ 委託業務の実施にあたって、本仕様書に定めた事項に関して疑義が生じた場合または本仕様書に規定されていない細部の業務内容については、発注者と協議のうえ、実施すること。
- ・ 本仕様書に基づく全ての作業について、三重県が提供した業務上の情報を第三者に漏えいしないこと。また、そのために必要な措置を講ずること。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- ・ 原則として委託業務の再委託は認めない。外国語への翻訳等、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合は、この限りでない。
- ・ 印刷後、あるいは発送後に受託者の責による重大な誤りが発見された場合、回収・再印刷・再発送等の対応を行うこと。
- ・ 印刷は、「みえ・グリーン購入基本方針」に基づく「平成31年度環境物品等の調達方針 3 役務 印刷」の判断基準を満たすこと。（同調達方針では、印刷にかかる「判断基準及び配慮事項」は、“国基準等を準用”しているため、具体的には「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」第6条の規定により定める「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成31（2019）年2月）22 - 2印刷」の「判断の基準」を満たすこと。ただし、作成する印刷物の印刷用紙において当該「判断の基準」を満たす製品を納入することが困難な場合は代替品を認める。